

# 用語解説

末尾添付：環境基本計画に記載された法令名一覧

(注1) 本用語解説は、50音順、アルファベット順、数字の順番で掲載している。

(注2) 各用語の解説文中、ゴシック体となっているのは、本用語解説に収録された用語である。また、各用語の解説文中、下線が付されているのは、末尾の法令名一覧に収録された法令名である。

(注3) 各用語の右側の( )内の数字は、計画本文のページを指す。

## 【あ】

アジア太平洋地域渡り性水鳥保全戦略<sup>(143)</sup>

環境庁及びオーストラリア環境省が主唱し、1996年3月、国際湿地保全連合によって「アジア太平洋地域渡り性水鳥保全戦略1996-2000」が策定された。具体的には、NGOの現行の活動、政府間の2国間・多国間条約の現状、渡り鳥とその生息地の保全上、現在起きている問題点の確認、問題点の克服や、これまで以上の国際協力を前提においた目標や活動について記されているとともに、シギ・チドリ類、ツル類及びガンカモ類それぞれについて生息地ネットワークの構築を目指すこととされている。本戦略の下で、これまでシギ・チドリ類、ツル類及びガン・カモ類の三つの水鳥類の重要生息地の国際ネットワークが構築され、参加湿地間の情報交換や相互交流等が進められている。1999年5月に開催された第7回ラムサール条約締約国会議では、このネットワークへの参加を各国に促すとともに、渡り性水鳥とその生息地の長期的な保全のための多国間の枠組の検討を要請する勧告も採択されている。

また、2000年10月に沖縄で開催された国際ワークショップにおいて、2001年より開始される第2期戦略の検討、合意が行われた。

アジア太平洋地球変動研究ネットワーク (APN: Asia-Pacific Network for Global Change Research)<sup>(139)</sup>  
APN: Asia-Pacific Network for Global Change Research

アジェンダ21<sup>(36,142)</sup>

各国政府および各国際機関が21世紀に向け持続可能な開発を実現するために実行すべき行動計画。アジェンダ21の内容をフォローするために、1997年6月「アジェンダ21の実施状況の全般的なレビューと評価のための国連特別総会」が開催され、実施状況全般にわたる審査と評価がなされ、アジェンダ21の一層の実施のための計画が採択されている。

アフリカ開発会議 (TICAD: Tokyo International Conference on African Development)<sup>(137)</sup>

アフリカ諸国自らが開発を加速化すること及び国際社会がそうした努力を支援することを目的として、わが国、国連、アフリカのためのグローバル連合 (GCA: Global Coalition for Africa) との共催で開催された国際会議。1993年10月に第1回会議 (TICAD)、1998年10月に第2回会議 (TICAD) がともに東京において開催された。第1回会議ではアフリカ開発の指針として「東京宣言」が採択され、第2回会議ではアフリカ開発の具体的な目標等を示す「東京行動計画」が採択された。

アメニティ (Amenity)<sup>(15,125,127)</sup>

「快適性、快適環境」と訳される。語源はラテン語のアマーレ (Amare = 愛)。我々の生活環境を構成する自然や施設、歴史的・文化的伝統などが互いに他を活かし合うようにバランスがとれ、その中で生活する我々人間との間に調和が保たれている場合に生じる好ましい感覚をいう。

アメニティの確保のためには、まず、アメニティを損なわないよう環境が保全される必要があるが、そのための取組は、環境保全に係る施策全体を含むものと考えられる。本計画第3部第2章第2節7に掲げた施策は、それら施策の中でも、アメニティを積極的に高めるための施策を記述したものである。

## 【い】

硫黄酸化物 (SO<sub>x</sub>)<sup>(4,98)</sup>

硫黄の酸化物の総称で、SO<sub>x</sub>と略称される。二酸化硫黄 (SO<sub>2</sub>) の他、三酸化硫黄 (SO<sub>3</sub>)、硫酸ミスト (H<sub>2</sub>SO<sub>4</sub>) などが含まれる。工場や火力発電所で石炭、重油を燃焼する際、その燃料中に存在する硫黄分が硫黄酸化物となり排出ガス中に含まれ大気汚染の原因となる。このため「環境基本法」に基づき、二酸化硫黄について環境基準が定められている。また「大気汚染防止法」ではK値規制 (地域と煙突の高さに応じて排出が許容される量を定める規制) や総量規制などを実施している。

移入種<sup>(7,64,65,66,113)</sup>

本来分布していない生物種が偶然であるか意図的であるかを問わず、ある地域に持ち込まれた場合に、その

持ち込まれた種を移入種という。導入種、外来種ともいう。

## 【え】

### エコシステムアプローチ (65,66)

平成12年(2000年)5月に開催された生物多様性条約第5回締約国会議において承認された、生物多様性の保全と持続可能な利用を図るために有効な自然資源の管理についての基本的な考え方。12の基本原則と運用のガイドラインからなる。人間が生態系の構成要素であること、生態系が複雑で絶えず変化し続けていることを前提として、自然資源の管理は、関係者すべてが広く自然的、社会的情報を共有し、社会的な選択として、管理の方向性が定められる必要があること、管理は順応的に行われるべきことなどを原則として掲げている。

### エコスクール (129)

環境を考慮して設計・建設され、環境を考慮して運営され、環境教育にも活かせるような学校。

### エコツーリズム (115,135)

その地域の自然環境を損なうことなく、地域の自然や文化を学び、ふれあう旅行の形態のこと。自然環境への悪影響の防止、ガイドによる質の高い自然解説の確保等の観点から、一般的に少人数で行われる。

### エコビジネス (11,31,34,42,77,83,91,118,135,136,138)

様々な分野における環境保全に関する事業活動。従来からの公害防止装置の製造メーカーや廃棄物処理業者などに加えて、砂漠緑化事業や環境調査・コンサルティング・サービス、地球の負荷の少ないエコロジーグッズを専門に扱う店など、新しいビジネスが生まれている。消費者や顧客も環境に優しい商品や企業を積極的に支持する傾向にあり、今後の成長分野として期待されている。

### エコ・ファンド (136)

環境への配慮の度合いが高く、かつ株価のパフォーマンスも高いと判断される企業の株式に重点的に投資する投資信託のこと。

## 【お】

### オゾン層の保護のためのウィーン条約(ウィーン条約)(141)

オゾン層の保護のため国連環境計画(UNEP)を中心として国際的な対策の枠組みが検討され、1985年3月に採択された条約。ウィーン条約と略称される。国際的に協調してオゾン層やオゾン層を破壊する物質について研究を進めること、各国が適切と考える対策を行うこと等を定めている。1988年9月に発効し、2000年9月現在175か国と1経済機関(EC)が加入している。この条約に基づいて具体的な規制を盛り込んだ「オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書」が1987年に採択された。わが国は1988年9月に条約に加入した。わが国ではウィーン条約及びモントリオール議定書の的確かつ円滑な実施を確保し、国際的に協力してオゾン層の保護を図るため、1988年5月に「特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律」が制定された。

### オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書(4,95,141)

オゾン層の保護のためのウィーン条約に基づき、オゾン層を破壊する物質の削減スケジュール等の具体的な規制措置等を定めたもの。1987年に採択され、1990年、1992年、1995年、1997年、及び1999年の5度にわたって規制強化のための改正等が行われてきた。2000年9月28日現在のウィーン条約締約国数は175か国と1経済機関(EC)、モントリオール議定書の締約国数は174か国と1経済機関(EC)である。

### 温室効果ガス(7,12,16,38,39,40,41,42,43,93,94,95,126,141)

地球の表面温度は、太陽から流れ込む日射エネルギーと、地球自体が宇宙に向けて出す熱放射とのバランスによって定まる。太陽から流入する日射については、ほとんどが可視光及び赤外線であり、大気を素通りして地表面で吸収される。日射によって加熱された地表面は赤外線の熱放射をするが、大気中には赤外線を吸収する性質を有する「温室効果ガス」といわれるガスがあり、地表面からの熱をいったん吸収してしまう。温室効果ガスを含む大気によって吸収された熱の一部は地表面に下向きに放射され、一部は大気上層に上向きに放射される。このように日射に加えて大気からの下向きの放射による加熱があるため、地表面はより高い温度となる。この効果を「温室効果」という。京都議定書では、二酸化炭素(CO<sub>2</sub>)、メタン(CH<sub>4</sub>)、一酸化二窒素(N<sub>2</sub>O)、ハイドロフルオロカーボン(HFC)、パーフルオロカーボン(PFC)、六フッ化硫黄(SF<sub>6</sub>)の6物質が温室効果ガスとして削減対象とされている。

## 【か】

### カーシェアリング(97)

公共交通手段の整った都市において、自分の車を持たずに必要な時に使用目的に合った車を自家用車と同じように手軽に共同利用するシステム。1980年代の後半に交通問題解消と環境保護運動の一環としてスイスで考

案され、1990年代に入ってから欧州で急速に普及している。

#### 海洋法に関する国際連合条約（国連海洋法条約）<sup>(142)</sup>

領海、排他的経済水域、大陸棚、公海、深海底等に関する各国家間の権利義務関係を規定する包括的な海洋法秩序の構築を目指した条約。平成6年11月に発効した。海洋環境保全についても、各締約国が、陸上活動、船舶、海底活動等に起因する汚染の防止を図るために必要な措置を講ずることを求めている。わが国は、平成8年6月に同条約を締結し、同年7月20日の海の日に発効した。

#### 化学的酸素要求量（COD:Chemical Oxygen Demand）<sup>(103)</sup>

水中の有機物を酸化剤で酸化した際に消費される酸素の量。湖沼、海域の有機汚濁を測る代表的な指標であり、この値が大きいほど、水中に有機物等が多く、汚濁負荷（汚濁の度合い）が大きいことを示している。「環境基本法」に基づき水質の汚濁等に係る環境基準が設定されており、また、「水質汚濁防止法」に基づき排水の規制のための基準値が定められている。

#### 化学物質等安全データシート（MSDS:Material Safety Data Sheet）<sup>(59,61)</sup>

MSDS（Material Safety Data Sheet）

#### 化学物質の安全性に関する政府間フォーラム（IFCS: Intergovernmental Forum on Chemical Safety）<sup>(62)</sup>

IFCS（Intergovernmental Forum on Chemical Safety）

#### 拡大生産者責任（EPR: Extended Producer Responsibility）<sup>(17,33,47)</sup>

EPR: Extended Producer Responsibility

#### 環境影響評価（環境アセスメント）<sup>(16,19,29,75,79,86,87,116,132,143)</sup>

環境に大きな影響を及ぼすおそれがある事業について、その事業の実施に当たりあらかじめその事業の環境への影響を調査、予測、評価し、その結果に基づき、その事業について適正な環境配慮を行うことである。わが国においては、事業者が環境影響評価法等に基づき、道路やダム、鉄道、発電所などの対象事業について、地域住民や専門家、環境担当行政機関が関与する手続が実施されている。

#### 環境ODA <sup>(17,88)</sup>

開発途上国における環境対策（公害防止、自然環境保全、生活環境改善など）を目的として供与される政府開発援助（ODA: Official Development Assistance）

#### 環境会計 <sup>(16,19,34,74,80,129)</sup>

企業等が、持続可能な発展を目指して、社会との良好な関係を保ちつつ環境保全への取組を効率的かつ効果的に推進していくことを目的として、事業活動における環境保全のためのコストとその活動により得られた効果を可能な限り定量的（貨幣単位又は物量単位で表示）に把握（測定）し、分析し、公表するための仕組み。

#### 環境カウンセラー <sup>(70)</sup>

環境保全に関する専門的知識や豊富な経験を有する者のうち環境庁の実施する審査に合格した者で、その知識や経験をもとに、市民や市民団体、事業者等の環境保全活動に対する助言等を行う人材。平成8年9月に告示された「環境カウンセラー登録制度実施規程」に基づく。環境庁では、環境カウンセラーを事業者部門及び市民部門に分けて登録し、当該登録簿を公表して広く一般に活用してもらうとともに、カウンセラーに対し資質向上を図るための研修を実施している。平成11年度末までに合計2,229名が登録されている。

#### 環境活動評価プログラム <sup>(75,127,129)</sup>

二酸化炭素や廃棄物などの環境負荷の状況と環境保全の取組の状況についての自己評価の手法を示すとともに、その結果をもとにした環境行動計画づくりの方法を示すことにより、中小規模の事業者を含む幅広い事業者を対象に、環境保全の取組を広げていこうとするもの。平成8年9月に環境庁が策定し、平成11年9月に改訂した。

#### 環境基準 <sup>(5,13,14,50,52,53,92,96,97,98,100,103,104,108,122,128)</sup>

人の健康の保護及び生活環境の保全のうえで維持されることが望ましい基準として、終局的に、大気、水、土壌、騒音をどの程度に保つことを目標に施策を実施していくのかという目標を定めたものが環境基準である。環境基準は、「維持されることが望ましい基準」であり、行政上の政策目標である。これは、人の健康等を維持するための最低限度としてではなく、より積極的に維持されることが望ましい目標として、その確保を図っていこうとするものである。事業活動等を直接規制するものではないが、各種の規制措置や設備等の施策を講じる際の根拠となるものである。

#### 環境経営 <sup>(80)</sup>

企業の経営戦略、事業戦略の中で、環境への対応を具体化するなど、環境保全への取組を内部化する企業の対応。

#### 環境コミュニケーション (80)

持続可能な社会の構築に向けて、個人、行政、企業、民間非営利団体といった各主体間のパートナーシップを確立するために、環境負荷や環境保全活動等に関する情報を一方的に提供するだけでなく、利害関係者の意見を聞き、討議することにより、互いの理解と納得を深めていくこと。

#### 環境適合設計 ( D f E : Design for Environment ) (75, 80, 132)

製品等の設計段階において環境配慮を行うための手法のこと。ISOにおいて、DfEに関する技術報告を作成するための検討が開始されている。

#### 環境パフォーマンス [評価] (34, 74, 80, 129)

事業者の環境保全に向けた取組の成果。環境パフォーマンスを評価するための手法については、ISOの規格 (ISO14031) が発行されている。

#### 環境犯罪 (123, 124)

産業廃棄物の不法投棄や野生動植物の不法取引等の悪質な環境破壊行為を、環境犯罪ととらえ、刑事責任を追究するもの。

#### 環境負荷 (1, 9, 10, 11, 19, 20, 21, 22, 25, 26, 27, 28, 29, 30, 32, 33, 34, 35, 36, 44, 50, 51, 52, 53, 72, 73, 75, 77, 78, 80, 82, 83, 85, 92, 93, 97, 105, 118, 120, 122, 123, 131, 134)

人が環境に与える負担のこと。単独では環境への悪影響を及ぼさないが、集積することで悪影響を及ぼすものも含む。「環境基本法」では、環境への負荷を「人の活動により、環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。」としている。

#### 環境への負荷の少ない自動車の運転方法の励行 (52)

アイドリング・ストップ、不要な荷物は載せない、急発進、急加速はしない、など。

#### 環境報告書 (16, 18, 34, 71, 73, 74, 80, 127, 129, 140)

企業等の事業者が、最高経営者の緒言、環境保全に関する方針・目標・行動計画、環境マネジメントに関する状況 (環境管理システム・環境会計・法規制遵守・環境適合設計その他) 及び環境負荷の低減に向けた取組等について取りまとめ、一般に公表するもの。

#### 環境保護に関する南極条約議定書 (143)

南極地域 (南緯60度以南の地域) において、観測活動、観光等の活動を行うことによる環境への影響を回避するなど、南極の環境を包括的に保護するため、1991年に採択された議定書。日本は1997年に受諾している。議定書では、南極地域での活動に際しての事前の環境影響評価の実施、動植物の捕獲採取の制限、廃棄物の適正処理、保護地域の設定等が規定されている。

#### 環境保全経費 (30, 79, 87, 145)

環境保全に係る施策が政府全体として効率的、効果的に展開されるよう、国の各府省の予算のうち、環境保全に係る予算について、環境庁設置法第4条第3号に基づき環境庁が見積方針を調整し、取りまとめを行い、集計を行っているもの。

#### 環境管理システム (16, 19, 29, 34, 75, 79, 80, 127, 129, 136, 144)

事業者等が環境に関する方針を自ら設定し、これらの達成に向けて取り組んでいくための体制、手続であり、国際標準化機構 (ISO) が発行したISO14001に基づくものやEUのEMAS (Eco-management and Auditing Scheme) に基づくものが代表的な事例である。ISO14001に基づく環境管理システムは、経営層が策定した環境方針に沿って、PDCAサイクル (Plan Do Check Act) を繰り返すことにより、環境の継続的な改善を図っていくものであり、規格を遵守していることについて、外部機関による第三者認証、自己宣言等を行うことができる。

#### 環境ラベリング (18, 70, 71, 74, 80, 129)

製品の環境側面に関する情報を提供するものであり、「エコマーク」など第三者が一定の基準に基づいて環境保全に資する製品を認定するもの、事業者が自らの製品の環境情報を自己主張するもの、LCA (Life Cycle Assessment) を基礎に製品の環境情報を定量的に表示するものなどがある。

#### 環境リスク (15, 24, 25, 58, 59, 60, 61, 62, 104, 107, 108, 109, 117)

リスクとは、本来は望ましくない結果のその起こる頻度を示す用語である。人の活動によって環境に加えら



れる負荷が環境中の経路を通じ、環境の保全上の支障を生じさせるおそれを環境リスクといい、人の健康や生態系に影響を及ぼす可能性（おそれ）を示す概念である。人の健康や生態系への影響を未然に防止していくにあたっては、環境リスクの要因が持つ便益と環境リスクの大きさを比較、分析することにより、環境リスクを管理していくことが重要である。

環境リスクの考え方は、環境保全上の支障の原因となるおそれのある要因が対象となりうるが、現在は化学物質問題について使われることが多い。

## 【き】

気候変動に関する政府間パネル（IPCC：Intergovernmental Panel on Climate Change）<sup>(4,38,43,89)</sup>

各国が政府の資格で参加し、地球の温暖化問題について議論を行う公式の場としてUNEP（国連環境計画）とWMO：World Meteorological Organization（世界気象機関）の共催により1988年11月に設置された。温暖化に関する科学的な知見、温暖化の環境的、社会経済的影響の評価、今後の対策のあり方について検討している。約1,000人にのぼる世界中の科学者・専門家の参加による検討作業の結果、1990年8月には第1次評価報告書、1995年12月には第2次評価報告書を公表した。

気候変動に関する国際連合枠組条約（気候変動枠組条約）<sup>(12,17,39,40,43)</sup>

地球の気候系に対し危険な人為的干渉を及ぼすことにならない水準において大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させることを究極的な目的とした条約。1991年2月から政府間交渉会議が開かれ、1992年5月9日に採択された。わが国は1992年6月13日に署名、1993年5月28日に受諾書を国連事務総長に寄託した。全体が26か条で構成される。1993年12月に締約国が50か国に達し、1994年3月に発効した。

共同実施（JI：Joint Implementation）<sup>(12,42,94,141)</sup>

京都メカニズムの1つ。温室効果ガス排出削減等につながる事業を、削減目標を有する先進国間で実施するもの。その事業が実施されたホスト国で生じる削減量の全部又は一部に相当する量の排出枠を、その事業に投資した国がホスト国から獲得し、その事業に投資した国の削減目標の達成に利用することができる制度。

京都イニシアティブ<sup>(141)</sup>

1997年12月に京都で開催された、気候変動枠組条約第3回締約国会議に際し、途上国における温暖化対策の促進に協力するため、わが国が発表したイニシアティブ。1998年から10年間で3,000人の温暖化対策関連分野の人材育成、最優遇金利（年利0.75%、償還期間40年）による、温暖化対策、公害防止等の分野の対策事業に対する円借款の供与、工場診断調査団の派遣などの技術ノウハウの活用移転の3つの柱を含む協力方針を位置づけた。

京都議定書<sup>(12,13,17,18,39,40,41,42,43,88,93,94,138,141)</sup>

1997年12月に京都で開催された気候変動枠組条約第3回締約国会議（COP3）において採択されたもので、先進各国の温室効果ガスの排出量について法的拘束力のある数値目標が決定されるとともに、排出量取引、共同実施、クリーン開発メカニズムなどの新たな仕組みが合意された。

京都メカニズム<sup>(12,39,42,141)</sup>

京都議定書において、国際的に協調して数値目標を達成するための制度として導入された仕組みであり、排出量取引（Emissions Trading）、共同実施（JI：Joint Implementation）、クリーン開発メカニズム（CDM：Clean Development Mechanism）のこと。柔軟性措置とも言う。

## 【く】

グリーン・ツーリズム<sup>(115)</sup>

緑豊かな農山漁村地域において、その自然、文化、人々との交流と楽しむ、滞在型の余暇活動のこと。農村滞在型余暇活動に資するための機能の整備を促進するための措置等を講ずるとともに、農林漁業体験民宿業について登録制度を実施すること等により、農山漁村滞在型余暇活動のための基盤の整備を促進し、ゆとりある国民生活の確保と農山漁村地域の振興に寄与することを目的として、「農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律」が平成7年4月1日施行された。

クリーン開発メカニズム（CDM：Clean Development Mechanism）<sup>(12,42,94,138,141)</sup>

京都メカニズムの1つ。開発途上国において実施された温室効果ガスの排出削減等につながる事業により生じる削減量の全部又は一部に相当する量を排出枠として獲得し、その事業に投資した国の削減目標の達成に利用することができる制度。その事業が実施された途上国にとっても、自国に対する技術移転と投資の機会が増し、その持続可能な発展に資する。

グリーン購入<sup>(14,16,33,44,70,71,74,80,81,93,136)</sup>

市場に供給される製品・サービスの中から環境への負荷が少ないものを優先的に購入すること。

クロロフルオロカーボン ( C F C : ChloroFluoroCarbon )(7)  
C F C (ChloroFluoroCarbon)

## 【こ】

光化学オキシダント ( 5, 13, 50, 96 )

大気中の炭化水素や窒素酸化物が太陽などの紫外線を吸収し、光化学反応で生成された酸化性物質の総称。粘膜への刺激、呼吸への影響といった健康影響のほか、農作物など植物へも影響を与える。光化学オキシダントに起因するスモッグを光化学スモッグという。「環境基本法」に基づき、光化学オキシダントは二酸化硫黄、二酸化窒素、一酸化炭素、浮遊粒子状物質と並んで大気汚染による環境基準が設けられており、1時間値が0.06ppm以下とされている。

高度道路交通システム ( I T S : Intelligent Transport Systems )(10, 51, 53, 97, 135)  
I T S ( Intelligent Transport Systems )

国際エネルギー機関 ( I E A : International Energy Agency )(8)  
I E A ( International Energy Agency )

国際エネルギースタープログラム (74)

一定の省エネルギー基準をクリアしたOA機器にロゴの表示が認められる制度。1995年10月から日米両政府の合意のもとに実施されている。

国際海事機関 ( I M O : International Maritime Organization )(142)

国連の専門機関。1958年設立、加盟国数157か国(1999年7月31日現在)わが国は1958年加盟。海上の安全及び海洋汚染の防止等海事問題に関する政府間の協力を促進することを目的として設立。船舶の安全基準、船舶からの有害物質の排出規制等、関係条約の作成・見直し作業を行っている。本部はロンドン。

国際サンゴ礁イニシアティブ ( I C R I : International Coral Reef Initiative )(143)

海の熱帯林とも呼ばれる生物の多様性豊かなサンゴ礁の保全は、地球的展望に立った日米協力(コモン・アジェンダ)の一分野として1994年5月に新たに追加された優先課題である。国際サンゴ礁イニシアティブ(I C R I)は、これを契機に、豪等の協力を得て開始されたサンゴ礁の保全と持続可能な利用に関する包括的な国際プログラムであり、研究・モニタリング、持続可能な管理、能力養成が3本柱となっている。I C R Iでは、世界を六つの地域に区分し、各地域毎に活動を進めていくこととしており、わが国は東アジア地域に含まれている。

国際熱帯木材機関 ( I T T O : International Tropical Timber Organization )(142)

熱帯木材の貿易の促進及び熱帯林の環境保全を目的とする国際商品機関。1986年に設立、本部は横浜。熱帯雨林の持続可能な経営のための政策形成(ガイドライン等)及び各種プロジェクトを実施している。

国連海洋法条約 (142)

海洋法に関する国際連合条約

国連環境開発会議 ( U N C E D : United Nations Conference on Environment and Development ) 地球サミット (1, 58, 60, 88)

1972年6月ストックホルムで採択された国連人間環境会議の20周年に当たる1992年6月13日に、ブラジルのリオ・デ・ジャネイロで開催された環境と開発に関する会議。この会議には約180か国が参加し、100か国余の元首、首脳が自ら出席するなど、史上かつてないほどハイレベルかつ大規模な会議となった。この会議では気候変動枠組条約と生物多様性条約の署名が開始されるとともに、環境と開発に関するリオ宣言、アジェンダ21及び森林原則声明などの文書も合意された。地球サミットともいう。

国連環境計画 ( U N E P : United Nations Environment Programme )(4, 136, 138, 142)

1972年6月ストックホルムで「かけがえのない地球」を合い言葉に開催された国連人間環境会議で採択された「人間環境宣言」及び「環境国際行動計画」を実施に移すための機関として、同年の国連総会決議に基づき設立された機関。同機関は、既存の国連諸機関が行っている環境に関する諸活動を総合的に調整管理するとともに、国連諸機関が着手していない環境問題に関して、国際協力を推進していくことを目的としている。

国連持続可能な開発委員会 ( U N C S D : United Nations Commission on Sustainable Development )(137)

1992年の地球サミットにおいて採択されたアジェンダ21において「ハイレベルの持続可能な開発委員会を国連憲章に従い設立すべき」とされたのを受け、同年の第47回国連総会の決議に基づき、1993年2月12日に設立

されたもの。その目的はアジェンダ21に関する国連や各国の活動の実施状況のレビューと監視、アジェンダ21の実施に関する勧告の国連総会への提出などである。日本を含め53か国から構成され、閣僚級を含むハイレベルの代表が参加する。事務局はニューヨークの国連本部の「国連社会経済局持続可能な開発部」が担当している。

#### コージェネレーション（熱電供給システム）(11, 93, 132, 133)

発電と同時に発生した排熱も利用して、給湯・暖房などを行うエネルギー供給システム。従来の発電システムでのエネルギー利用効率は40%程度で、残りは廃熱として失われていたが、このシステムでは最大80%まで高められる。これまでは紙パルプ、石油化学産業などで導入されていたが、最近ではオフィスビルや病院、ホテル、スポーツ施設などでも導入されつつある。

#### こどもエコクラブ(71)

環境庁が全国の小中学生を対象に設立を呼び掛けている、自主的に環境に関する学習・活動を行うクラブで、数人から20人程度の仲間とその活動を支える大人（サポーター）で構成される。環境庁では、クラブの子どもたちが地域の中で楽しみながら環境に関する学習・活動を展開できるように、環境学習プログラムや分かりやすい環境情報の提供等を行っている。

### 【さ】

#### 最終処分場(6, 44, 47, 48, 106)

廃棄物は、資源化または再利用される場合を除き、最終的には埋立処分又は海洋投入処分される。最終処分は埋立が原則とされており、大部分が埋立により処分されている。最終処分を行う施設が最終処分場であり、ガラスくず等の安定型産業廃棄物のみを埋め立てることができる「安定型処分場」、有害な産業廃棄物を埋め立てるための「遮断型最終処分場」、前述の産業廃棄物以外の産業廃棄物を埋め立てる「管理型最終処分場」及び一般廃棄物最終処分場（「管理型最終処分場」と同様の構造）とに分類される。これらは埋め立てる廃棄物の性状によって異なる構造基準及び維持管理基準が定められている。

#### 砂漠化対処条約(139, 143)

深刻な干ばつ又は砂漠化に直面する国（特にアフリカの国）において砂漠化に対処するための国際連合条約

#### 砂漠化対処条約におけるアジア地域の取組であるテーマ別プログラムネットワーク（TPN：Thematic Programme Network）(139)

「深刻な干ばつまたは砂漠化に直面する国（特にアフリカの国）において砂漠化に対処するための国際連合条約（砂漠化対処条約）」に基づくアジア地域の取組として検討が進められている、砂漠化対処のためのネットワーク（テーマ別プログラムネットワーク（TPN））のこと。テーマ別プログラムとしては、1997年5月の北京大臣会合において、砂漠化のモニタリング及び評価などの6つが定められている。

#### 産業廃棄物(6, 29, 47, 106, 107, 123)

事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃えがら、污泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチックなど19種類の廃棄物をいう。大量に排出され、また、処理に特別な技術を要するものが多く、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により、その適正な処理が図られている。

#### 産業廃棄物適正処理推進センター(47)

原状回復基金を設け、廃棄物の不法投棄等の不適正処理による生活環境保全上の支障の除去等の措置を行う都道府県等に対する支援等を行う法人。廃棄物処理法第13条の12に基づき指定される。

#### 酸性雨(4, 35, 91, 96, 118, 137, 138, 139, 142)

化石燃料などの燃焼で生じる硫黄酸化物や窒素酸化物などが大気中で酸化されて硫酸や硝酸となり、それらが雨などに取り込まれた形、あるいは直接、ガス、エアロゾルの形で酸が地上に到達することをいう。欧米では、湖沼や森林などの生態系に深刻な影響を与え、国境を越えた国際問題となっている。日本では、環境庁による第一次酸性雨対策調査（1981 - 87）、第二次酸性雨対策調査（1988 - 92）、第三次酸性雨対策調査（1993 - 97）を実施し、そのモニタリング調査の結果、全国的に年平均値でpH4台の降水及び欧米なみかそれ以上の酸性降水下物量が観測された。生態系への影響は顕在化していなかったが、今後も現在のような酸性雨が降り続くとすれば将来影響が現れる可能性が懸念される。

### 【し】

#### 自然環境保全基礎調査(63, 65)

全国的な観点からわが国における自然環境の現況および改変状況を把握し、自然環境保全の施策を推進するための基礎資料を整備するために、環境庁が昭和48年度より自然環境保全法第4条の規定に基づきおおむね5

年ごとに実施している調査。一般に、「緑の国勢調査」と呼ばれ、陸域、陸水域、海域の各々の領域について調査項目を分類し国土全体の状況を調査している。調査結果は報告書及び地図等にとりまとめられたうえ公表されており、これらの報告書等は、自然環境の基礎資料として、自然公園等の指定・計画をはじめとする自然保護行政の他、環境影響評価等の各方面において活用されている。

#### 社会的責任投資 (SRI : Socially Responsible Investment) (81)

資金を運用する際に、投資対象の収益面だけでなく、その資金が利用される企業や事業の倫理的・社会的側面まで配慮して行う考え方。欧米においては、酒、たばこなどへの投資を控える動きが早くから見られ、1980年代後半から環境面での評価も加わるようになった。

#### 臭気指数 (99)

人の嗅覚を用いて、においの有無を判定する指標。具体的には、においのある空気を無臭の空気で臭気が感じられなくなるまで希釈した場合の当該希釈倍数を臭気濃度といい、その対数の10倍値を臭気指数という。臭気指数 =  $10 \times \log(\text{臭気濃度})$

#### 臭気指数規制 (99)

悪臭防止法の改正(平成8年4月施行)により制度化された排出規制手法である。人の嗅覚を用いて算出される「臭気指数」を指標として、工場その他の事業場から排出される悪臭原因物の規制を行う制度で、ある発生源から規制基準値を下回る悪臭物質が多種排出され、これらが相加・相乗されるなどして人の嗅覚に強く感じられるといういわゆる複合臭問題や、現行の濃度規制の対象外の物質に起因する悪臭問題等への対応に有効であるとされる。なお、悪臭防止法においては、同一の規制区域には特定悪臭物質規制または臭気指数規制のいずれか一方が適用される。

#### 循環資源 (14, 23, 44, 45, 46, 47, 48, 49, 105, 106)

廃棄物等につき、その有用性に着目して資源として捉えなおした概念である。「循環型社会形成推進基本法」では、このような循環資源について循環的な利用(再利用、再生利用、熱回収)を図るべき旨を規定している。

#### 省エネラベリング制度 (74)

家電製品が、「エネルギーの使用の合理化に関する法律」(省エネ法)に基づいて製品ごとに設定されている国の省エネルギー基準を達成しているかどうかをラベルに表示するもの。対象は5つの家電製品であり、具体的には、エアコン、蛍光灯器具、テレビ、電気冷蔵庫、電気冷凍庫である。

#### 硝酸性窒素 (5, 53, 102)

硝酸イオン( $\text{NO}_3^-$ )として存在する窒素成分のこと。自然環境では水中の窒素化合物の一部が微生物による分解、硝化などを受け生成される。健康影響として、乳幼児に対するメトヘモグロビン血症を起こすことが懸念される。

#### 静脈産業 (46, 132)

生産による資源消費を含む消費後の廃棄物等の収集、処理、再生・再資源化を担い、再生産につないでいく静脈部分の産業。「動脈産業」の項を参照。

#### 深刻な干ばつ又は砂漠化に直面する国(特にアフリカの国)において砂漠化に対処するための国際連合条約(砂漠化対処条約) (143, 139)

深刻な干ばつ又は砂漠化に直面する国(特にアフリカの国)が砂漠化に対処するために国家行動計画を作成し及び実施すること、また、そのような取組を先進締約国が支援すること等について規定した条約。

#### 森林原則声明 (142)

すべての種類の森林の経営、保全及び持続可能な開発に関する世界的合意のための法的拘束力のない権威ある原則声明

#### 森林に関する政府間パネル (IPF : Intergovernmental Panel on Forests) (142)

1995年4月に開催された国連持続可能な開発委員会(CSD)第3回会合において、世界の森林の経営、保全及び持続可能な開発推進を目的としてCSDの下に設置が決定された森林に関する国際対話の場。IPFは、1995年から1997年に計4回の会合を開催し、1997年2月の第4回会合で、国家森林プログラムの策定、世界的な森林資源の評価等に関する100以上の「行動提案」をとりまとめ、同年4月CSD第5回会合にこれらの行動提案を盛り込んだ最終報告書が提出された。

#### 森林に関する政府間フォーラム (IFF : Intergovernmental Forum on Forests) (142)

1997年6月の第19回国連環境開発特別総会(UNGASS : United Nations General Assembly Special Session on the environment and sustainable development)において、森林に関する政府間パネル(IPF)の



後を受け、国連持続可能な開発委員会（CSD）の下に設置が決定された森林に関する国際対話の場。2000年1月～2月の第4回会合で、100以上の「行動提案」や「森林に関する国際的取決め」に関する提案等を盛り込んだ最終報告書がとりまとめられ、同報告書が、同年5月に開催されたCSD第8回会合に提出された。

#### 森林の公益的な機能<sup>(55)</sup>

森林は、私的財としての木材生産機能のほかに、国土の保全、水資源のかん養といった広く人々の福祉に貢献する公共財としての機能を有している。森林の持つ多様な機能のうち、木材生産機能を除いた機能を「公益的機能」という。「森林資源に関する基本計画」においては、森林の機能を木材等生産機能と併せて5つに分類しているが、公益的機能として、渇水の緩和や水質浄化などの「水源かん養機能」、土砂の崩壊や流出を防止する「山地災害防止機能」、二酸化炭素吸収や風雪害防止などの「生活環境保全機能」、野生動植物の生息・生育の場や教育の場の提供などの「保健文化機能」を掲げている。

#### 【す】

##### ストック<sup>(11,21,30,78)</sup>

ある一時点における貯蔵量をいい、フローと対になった概念。

すべての種類の森林の経営、保全及び持続可能な開発に関する世界的合意のための法的拘束力のない権威ある原則声明（森林原則声明）<sup>(142)</sup>

1992年6月13日のリオ・デ・ジャネイロにおける「環境と開発に関する国連会議（地球サミット）」において採択された、世界の森林の経営、保全及び持続可能な開発に関する原理原則を定めた法的拘束力のない原則声明。前文8項目のほか全体が15の原則で構成され、各国が自国の環境政策に沿った資源開発の主権を有し、その開発行為が他国又は管轄権外にある地域の環境に被害を与えない責任を有することなどの原則が示されている。

#### 【せ】

##### 生活排水<sup>(5,14,101,102,103,126)</sup>

調理、洗濯、入浴など人間の日常生活に伴い公共用水域に排出されるもので、工場などから排出される産業排水と区別されている。「水質汚濁防止法」による規制の結果、産業排水については改善されつつあるが、生活排水対策がなかなか進まず、特に湖沼、内海、湾など閉鎖性水域の水質汚濁が著しいため、平成2年に「水質汚濁防止法」を改正し、生活排水対策の総合的推進に関する規定を設けた。これによりし尿と台所等の雑排水を一緒に処理する合併処理浄化槽や、下水道など地域の特性に応じた施設の整備が進められている。

##### 生物多様性<sup>(1,7,9,15,18,22,37,62,63,64,65,66,84,90,109,111,113,115,121,138,143)</sup>

生物の間にみられる変異性を総合的に指すことばで、生態系（生物群集）、種、遺伝子（種内）の3つのレベルの多様性により捉えられる。従って、生物多様性の保全とは、様々な生物が相互の関係を保ちながら、本来の生息環境の中で繁殖を続けている状態を保全することを意味する。

##### 生物多様性国家戦略<sup>(15,18,63,65)</sup>

生物多様性条約（平成5年12月発効）に基づき、生物多様性の保全及びその持続可能な利用を図るための国の基本方針等を定めたもの。平成7年10月31日に地球環境保全関係閣僚会議において決定された。

##### 生物の多様性に関する条約（生物多様性条約）<sup>(63,65,66,113,115,143)</sup>

生物多様性の保全、持続可能な利用及び利益の配分を条約目的とし、国家戦略の策定、生息域内保全、持続可能な利用、研究、情報交換、遺伝子操作生物の安全性確保、技術移転、資金協力などが規定されている。1993年12月29日に発効。わが国は、1993年5月28日に受諾書を寄託することにより、本条約を締結した。

##### 世界気候研究計画（WCRP：World Climate Research Programme）<sup>(89)</sup>

WMO（世界気象機関）等が推進する計画である世界気候計画（World Climate Programme）を構成する4つの計画のうちの一つ。世界気候計画は、気候システムの理解を促進し、気候の変動を变化による社会の被害を軽減するためにその知識を役立てることを目的としている。

##### 世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約（世界遺産条約）<sup>(143)</sup>

この条約は、文化遺産及び自然遺産を人類のための世界遺産として損傷、破壊等の脅威から保護し、保存することが重要であるとの観点から、国際的な協力及び援助の体制を確立することを目的とするものであり、1972年の国際連合教育科学文化機関（ユネスコ）総会において採択された。この条約に基づき設置された世界遺産委員会は、締約国が提出する当該締約国の領域内の遺産の目録に基づき、かつ、同委員会が定めた基準に従って世界遺産一覧表を作成し、同表に記載された遺産を援助の対象としている。2000年10月1日現在、この条約の締約国は161か国となっており、世界遺産一覧表に記載されている遺産は630件にのぼる。わが国は、この条約を1992年6月30日に締結した。2000年10月1日現在、世界遺産一覧表に記載されているわが国の文化遺産は

8件、自然遺産は屋久島と白神山地の2件である。

#### 世界水会議

WWC (World Water Council)

#### 世界水フォーラム<sup>(143)</sup>

世界の重大な水問題を討議するために、世界水会議(WWC)が主催する会議で、3年に一度、3月22日の「世界水の日」を含む時期に1週間程度開催されている。第1回世界水フォーラムは、モロッコのマラケシュで1997年に開催。第2回は、2000年3月17日～22日に、オランダのハーグで開催され、世界各国から約5,700人の参加者を集め、「世界水ビジョン」を発表して非常に大きな成功をおさめた。また、同時に開催された閣僚会議では、130か国から114人の大臣レベルの閣僚が集まるなど多数の参加者を集め閣僚宣言が採択された。

#### 絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約(ワシントン条約)<sup>(143)</sup>

絶滅のおそれのある動植物の国際取引を規制するための条約。1972年の国連人間環境会議の決議において、野生動植物の特定の種が過度の国際取引によって絶滅の危機に瀕しているとの認識が示され、これを受けて1973年にこの条約が採択された。わが国は1980年8月6日に受諾、同年11月4日発効した。2000年10月現在の締約国は152か国に達している。

### 【た】

#### 第1約束期間<sup>(40,41,42)</sup>

京都議定書で定められた温室効果ガスの削減目標を達成すべき期間として定めた2008年から2012年の5年間のこと。

#### ダイオキシン類<sup>(5,6,15,20,53,58,59,62,108,109)</sup>

ポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン(PCDD)、ポリ塩化ジベンゾフラン(PCDF)及びコプラナ-ポリ塩化ビフェニル(コプラナ-PCB)の総称。通常、環境中に極微量に存在する有害な物質。人の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある物質であることから、平成12年1月「ダイオキシン類対策特別措置法」が施行され、廃棄物焼却炉などからの排出抑制が行われている。わが国では、大気、水質、土壌などから検出されている。

#### 多自然型川づくり<sup>(56)</sup>

国土の保全のために必要とされる治水上の安全性を確保しつつ、多様な河川的环境を保全したり、できるだけ改変しないようにし、また、改変する場合でも最低限の改変にとどめるとともに、良好な自然環境の復元を可能とする川づくり。

#### 単体規制<sup>(51,52,53,99)</sup>

自動車に対する個別発生源対策のことであり、自動車一台ごとの自動車排出ガス規制などがこれに相当する。

### 【ち】

#### 地域熱供給システム<sup>(93)</sup>

個々の住宅・ビル等で行っている冷暖房の熱源を集中化して、ボイラー、冷凍機等を設置したエネルギープラントを設け、一定の区域を単位として、主に地中に埋設した導管を通じて、冷暖房・給湯といった熱を需要家に事業として供給するシステムであり、エネルギーの有効利用、地球環境保全効果、都市災害機能等の社会的・経済的メリットを有する都市基盤施設である。特に、海水、河川水、下水、清掃工場廃熱等の「未利用エネルギー」の活用を可能とするシステムであり、又、エネルギーの効率的利用の観点から、蓄熱槽の利用やコージェネレーションシステムの活用も増加している。

#### 地球温暖化対策推進大綱<sup>(12,39,41)</sup>

平成10年6月に地球温暖化対策推進本部が決定。法的措置をはじめとして、政府として2010年に向けて緊急に推進すべき対策をまとめたもの。夏時間の導入について国民的議論、ライフスタイルの見直しに向けた対策を具体的に盛り込んだところが特徴であり、平成12年9月の地球温暖化対策推進本部において、第2回目のフォローアップ結果が了承されている。

#### 地球温暖化対策推進本部<sup>(12,39)</sup>

COP3(気候変動枠組条約第3回締約国会議)直後の平成9年12月に設置。総理を本部長、官房長官、環境庁長官、通産大臣を副本部長、関係省庁大臣をメンバーとして、京都議定書の着実な実施に向け、具体的かつ実効ある対策を総合的に推進することを目的とする。

#### 地球温暖化対策に関する基本方針<sup>(12,39)</sup>

平成11年4月9日閣議決定。「地球温暖化対策の推進に関する法律」(地球温暖化対策推進法)に基づき、地球温暖化対策の推進に関する基本的動向や、国、地方公共団体、事業者、国民の措置に関する基本的事項等について定めている。

地球環境ファシリティ(GEF:Global Environment Facility)<sup>(138)</sup>

開発途上国及び市場経済移行国が地球規模の環境問題に対応するために新たに負担する費用に対して、原則として無償資金を提供するための資金メカニズム。1991年に発足。世界銀行、UNDP(国連開発計画)、UNEP(国連環境計画)の3実施機関による共同運営。GEFの対象として、地球温暖化防止、生物多様性保全、国際水域汚染防止、オゾン層保護の4つがある。

地球規模化学物質情報ネットワーク(GINC:Global Information Network on Chemicals)<sup>(109)</sup>

1992年6月「国連環境開発会議(UNCED)」において採択された行動計画「アジェンダ21」の19章に「有害かつ危険な製品の不法な国際取引の防止を含む有害化学物質の環境上適正な管理」が位置付けられ、その中で、「有害化学物質及び化学的リスクに関する情報交換」が国際的に取り組むべき項目の1つとして示された。これに対し、化学物質情報の交換手段として「地球規模化学物質情報ネットワーク(GINC)」の構築が企図され、日本の積極的な支援により開始されている。

地球サミット<sup>(1,58,60,88)</sup>

国連環境開発会議(UNCED:United Nation Conference on Environment and Development)

窒素酸化物(NO<sub>x</sub>)<sup>(4,13,50,51,97,98)</sup>

物が燃える際には、空気中の窒素や物に含まれる窒素化合物が酸素と結合して窒素酸化物(NO<sub>x</sub>)が発生する。発電所や工場のボイラー、および自動車エンジンなど高温燃焼の際に一酸化窒素(NO)が発生し、これはまた酸化されて安定な二酸化窒素(NO<sub>2</sub>)となり大気中に排出される。通常、この一酸化窒素(NO)と二酸化窒素(NO<sub>2</sub>)とを合わせて窒素酸化物(NO<sub>x</sub>)と呼ぶ。窒素酸化物は人の健康に悪影響を与えるおそれがある。また窒素酸化物は紫外線により光化学反応を起こし、オゾンなど光化学オキシダントを生成する。窒素酸化物による大気汚染を防止するため、大気汚染防止法等により対策が進められている。

中位レベルの影響予測、中位推計<sup>(4,8,38)</sup>

将来予測や将来推計を行う際には、必要なデータの将来見通しについて、一般に、高位、中位、低位などと複数の仮定を設定して実施する。このうち、中位の仮定をおいた場合の予測、推計のこと。

## 【て】

低公害車<sup>(51,93,97)</sup>

従来のガソリン車やディーゼル車に比べて、排出ガス中の汚染物質の量や騒音が少ない電気自動車、メタノール自動車、天然ガス自動車、ハイブリッド自動車などを指す。これらは、燃料性状がクリーンであるため、クリーンエネルギー自動車というカテゴリーにも属するといえる。低公害車の普及は、大都市の大気汚染の改善や、地球温暖化対策の一つとして期待されている。

なお、近年、ガソリン自動車やLPガス自動車等でも、排出ガス性能の優れた「低排出ガス車」が市場に出始めてきており、その認定制度も整備されている。

低公害車等<sup>(97,133,134)</sup>

従来のガソリン車やディーゼル車に比べて、排出ガス中の汚染物質の量や騒音が少ない「低公害車」(電気自動車、メタノール自動車、天然ガス自動車、ハイブリッド自動車。これらは、燃料性状がクリーンであるため、クリーンエネルギー自動車というカテゴリーにも属する。)や、ガソリン自動車やLPガス自動車等の中でも排出ガス性能の優れた「低排出ガス車」、地球温暖化対策に資する「低燃費車」などを指す。

底質<sup>(6,7,102,107)</sup>

水底を構成する岩及び堆積物のこと。

低周波音<sup>(99)</sup>

人の耳では聞き取りにくい周波数の低い音のことをいう。我が国では、1~100Hzの範囲の音を低周波音とよんでいる。

ディーゼル排気粒子(DEP:Diesel Exhaust Particles)<sup>(13,50,97,98)</sup>

ディーゼル自動車から排出される粒子状物質のことをいい、発がん性、気管支喘息、花粉症等の健康影響が懸念されている。その質量、粒子数の大部分はそれぞれ粒径0.1~0.3μm(μm=10<sup>-3</sup>mm)、0.005μm~0.05μmの範囲にある。



ディーゼル微粒子除去装置 (DPF: Diesel Particulate Filter) (98)

エンジンの排気系に装着したフィルターにより、自動車の排気ガス中の粒子状物質 (PM) を捕集し、電熱線や触媒の作用等によりPMを除去する装置。

デポジット制度 (預託払戻制度) (28, 29, 47, 73, 105)

製品本来の価格にデポジット (預託金) を上乗せして販売し、使用後の製品が所定の場所に戻された際に預り金を返却することにより、消費者からの当該製品の回収を促進しようとするもの。

テレワーク (10, 51)

パソコン等の情報通信機器等を利用し、遠く離れたところ (TELE) で仕事を行うこと (WORK)、働き手の属性から、企業社員のテレワーク及び自営業者のテレワーク (SOHO) に分類することが出来る。

## 【と】

動脈産業 (46)

モノの生産から流通、消費までの動脈部分を担う産業。「静脈産業」の項を参照。

特定有害化学物質及び駆除剤の国際貿易における事前のかつ情報に基づく同意の手續に関するロッテルダム条約 (ロッテルダム条約) (59, 62)

先進国で使用が禁止または厳しく制限されている有害な化学物質や農薬が、発展途上国にむやみに輸出されることを防ぐために、事前のかつ情報に基づく同意の手續 (PIC: Prior Informed Consent) 等を設けた条約。これまでロンドンガイドライン及びコードオブコンダクト (国際行動規範) と呼ばれ自主的な制度として運用されてきたが、5回の条約化交渉を経て、1998年9月11日にロッテルダムにおいて採択された。

特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約 (ラムサール条約) (143)

湿地及び水鳥など湿地特有の動植物の保全を図るため、1971年2月2日に作成された条約。各国が適当な湿地の指定と登録を行い、登録湿地の保全、人為的干渉による変化等情報の通報、湿地への自然保護区の設定と水鳥の保全などについて協力することを定めている。わが国は1980年6月17日に加入し、1980年10月17日に発効した。2000年10月末現在で締約国は123か国、登録地は1,039か所に及び、わが国の登録地は11か所である。

トップランナー方式 (80, 133)

「エネルギーの使用の合理化に関する法律」(省エネ法)の改正(平成10年6月)に際して盛り込まれたもの。同法に基づいて省エネ基準を策定する際に、現在商品化されている製品のうち省エネルギー性能が最も優れている機器の性能を勘案し目標値を定める考え方。

## 【な】

内分泌かく乱化学物質 (6, 7, 15, 20, 25, 58)

いわゆる環境ホルモンのことであり、動物の生体内に取り込まれた場合に、本来、その生体内で営まれている正常なホルモン作用に影響を与える外因性の物質を意味する。近年、内分泌学を始めとする医学、野生動物に関する科学、環境科学等の研究者・専門家によって、環境中に存在するいくつかの化学物質が、動物の体内のホルモン作用をかく乱することを通じて、生殖機能を阻害したり、悪性腫瘍を引き起こすなどの悪影響を及ぼしている可能性があるとの指摘がなされている。

ナショナルトラスト運動 [活動] (34, 116, 126, 130)

身近な動植物の生息地や都市近郊に残された緑地などを、寄付金などをもとに住民自らの手で買い取って保全していこうとする自然保護活動のこと。この活動はイギリスがその発祥の地とされている。現在は世界各国にも広がり、オーストラリア、オランダ、アメリカ、カナダなどの国にも独自のナショナルトラスト団体が設立されている。わが国でも、この活動が自然保護の上で重要なものとして認識されるようになり、この活動に係る税制上の優遇措置が講じられている。

## 【に】

二酸化硫黄 (SO<sub>2</sub>) (5)

硫黄と酸素の化合物で、工場や火力発電所で石炭、重油を燃焼する際、その燃料中に存在する硫黄分が二酸化硫黄となり排出ガス中に含まれ大気汚染の原因となる。二酸化硫黄は人の健康に影響を及ぼす他、酸性雨の原因物質である。このため「環境基本法」に基づき、人の健康の保護の見地から環境基準が定められている。また、「大気汚染防止法」では二酸化硫黄を含めた硫黄酸化物についてK値規制(地域と煙突の高さに応じて排出が許容される量を定める規制)や総量規制などを実施している。

二酸化窒素 (NO<sub>2</sub>) (5, 13, 50)

窒素酸化物 (NO<sub>x</sub>) は空気中で物が燃えると必ず発生する。窒素 (N<sub>2</sub>) は空気中にも燃料にも含まれて



いるが、物が燃えるときには、これが酸素（ $O_2$ ）と結合して、一酸化窒素（ $NO$ ）という気体が発生する。一酸化窒素（ $NO$ ）は不安定な物質であるためそのままの形で大気中に留まるわけではなく、そのほとんどは酸化されて二酸化窒素（ $NO_2$ ）となる。通常、この一酸化窒素と二酸化窒素を合わせて窒素酸化物（ $NO_x$ ）と呼ぶ。窒素酸化物によって汚染された空気を吸い続けると、人の健康に悪影響を与えるおそれがある。濃度によって影響は異なるが、低い濃度の二酸化窒素を長い間吸った場合は、せきやたんが出やすくなるなど呼吸器に影響を生じ高い濃度になると数時間のうちに鼻やのど更には胸が痛み、呼吸が困難になることもある。このため、「環境基本法」に基づき、人の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準として、二酸化窒素に係る環境基準が定められ、大気汚染防止法等に基づき対策が進められている。

二次的自然環境（9,11,23,64,65,66,85,110）

二次林、二次草原、農耕地など、人と自然の長期にわたるかかわりのなかで形成されてきた自然環境。原生的自然に人為等が加わって生じた二次的なものの意。

二次林（6,63,65,85）

伐採後再生した森林など過去に伐採等の人為が加えられ、その影響を受けている森林または、現在も下草刈りなど継続的に人為が加えられていることにより成立している森林をいう。二次林は代償植生である森林のことで、スギ、ヒノキなど植林地の樹林は含まれない。

日中韓三カ国環境教育ワークショップ（71）

2000年2月に開催された「第2回日中韓三カ国環境大臣会合」において「環境共同体意識の向上」、「淡水（湖沼）汚染防止」、「陸上起因の海洋汚染防止」などについて三カ国共同環境協力プロジェクトを形成・推進していくこととなった。この「環境共同体意識の向上」プロジェクトの一つとして、三カ国の環境教育に携わる行政官、専門家、NGOなどが集まり開催しているもの。

## 【ね】

燃料電池（11,51,93,133）

水の電気分解と逆の工程で、水素と酸素を化学的に反応させて水とともに電気を取り出すシステム。排出ガスが極めてクリーンで、発電効率も高く、発電の際に発生する排熱が給湯・暖房などに利用できるため、地球温暖化防止として、都市部でのコージェネレーション・システムに組み合わせての利用が期待されている。通常、供給する燃料の改質が必要される。

## 【の】

ノンストップ自動料金収受システム（ETC：Electronic Toll Collection System）（51,93）

ETC：Electronic Toll Collection System

## 【は】

バーゼル条約（142）

有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約

バイオマス（生物体）（93,133）

生物体量のこと。バイオマスのエネルギー利用としては、燃焼して発電を行うほか、アルコール発酵、メタン発酵などによる燃料化や、ユーカリなどの炭化水素を含む植物から石油成分を抽出する方法などがある。ゴミや下水汚泥などの廃棄物に含まれている有機分の利用も研究されており、廃棄物処理と石油代替エネルギーとしての利用の両方に役立つ。

廃棄物その他の物の投棄による海洋汚染の防止に関する条約（ロンドン条約）（142）

昭和47年11月に採択され、昭和50年8月に発効。主として陸上で発生した廃棄物の船舶等からの海洋投棄を規制する条約。わが国は昭和55年10月に締結し、11月に発効した。

廃棄物その他の物の投棄による海洋汚染の防止に関する条約の1996年の議定書（142）

「廃棄物その他の物の投棄による海洋汚染の防止に関する条約」（ロンドン条約）に基づく、海洋投棄の規制強化を目的とする議定書。平成8年11月に採択された。

廃棄物等（23,30,44,45,46,48,130）

廃棄物に加えて使用済み物品等や副産物も含む概念である。「循環型社会形成推進基本法」では、このような廃棄物等について発生抑制を図るべき旨を規定している。

排出量取引（12,28,43,73）

特定の物質の排出に関し、その排出枠を取引すること。国際的には、温室効果ガスに関し、京都議定書における京都メカニズムの1つとして、排出削減・抑制の義務を負う国間で総排出枠の一部の移転（又は獲得）が認められている。また、米国では、硫酸化物や窒素酸化物を対象にした排出量取引制度が実施されている。これらの制度では、各排出主体毎に目標となる一定水準を設定し、目標水準よりも自己の排出量を少なくすることができた者は、その差分の排出枠を売却することができ、逆に、上限を超えた者は、超えた分に見合う排出枠を購入して、目標水準を達成することができる。

ハイドロフルオロカーボン（HFC：HydroFluoroCarbon）<sup>(41,94)</sup>

HFC：HydroFluoroCarbon

パーフルオロカーボン（PFC：PerFluoroCarbon、炭化フッ素）<sup>(41,94)</sup>

PFC：PerFluoroCarbon

## 【ひ】

ヒートアイランド<sup>(84,98,99)</sup>

都市域において、人工物の増加、地表面のコンクリートやアスファルトによる被覆の増加、それに伴う自然的な土地の被覆の減少、さらに冷暖房などの人工排熱の増加により、地表面の熱収支バランスが変化し、都市域の気温が郊外に比べて高くなる現象をヒートアイランド現象という。この現象は、都市及びその周辺の地上気温分布において、等温線が都市部を中心として島状に市街地を取り巻いている状態により把握することができるため、ヒートアイランド（熱の島）といわれる。

東アジア酸性雨モニタリングネットワーク（EANET：Acid Deposition Monitoring Network in East Asia）<sup>(139)</sup>

国境を越える問題である酸性雨問題の解決のために、東アジア10か国（中国、インドネシア、日本、韓国、マレーシア、モンゴル、フィリピン、ロシア、タイ及びベトナム）が協力して「東アジア酸性雨モニタリングネットワーク」が、1998年4月以降の試行稼働を経て、2001年1月より本格稼働している。このネットワークは各国共通の手法で酸性雨のモニタリングを行うことにより、酸性雨の現状について各国の共通意識の形成を図り、さらにその科学的基盤の上に、国際協調の下で発生源対策その他の酸性雨対策につなげていこうとするもの。このネットワーク事業は、1997年の「国連環境開発特別総会」でわが国が表明した「21世紀に向けた環境開発支援構想」の主要な柱の1つに位置づけられ、ODA等を活用して各国への支援が行われている。

光害<sup>(84,98,99)</sup>

照明器具から漏れた光や必要のない範囲を照らす光によって周辺環境に好ましくない影響を与えている状況を光害（ひかりがい）という。主な影響としては、居住者、歩行者、交通機関、天体観測といった人間の生活及び諸活動への影響や野生動物や農作物への影響があげられる。

微小粒子状物質（PM<sub>2.5</sub>：Particulate Matter under 2.5 μm）<sup>(13,98)</sup>

浮遊粒子状物質のうち、ディーゼル車を主な発生源とする粒子径2.5 μm（1 μm=10<sup>-3</sup> mm）以下の小さなもの。健康への影響が強く懸念されている。

## 【ふ】

富栄養化<sup>(14,33)</sup>

元来は、湖沼が長い年月の間に流域からの栄養塩類の供給を受けて生物生産の高い富栄養湖に移り変わっていく現象を指す概念であったが、近年の人口・産業の集中や土地利用の変化等に伴い、栄養塩の流入が加速され、人為的な富栄養化が急速に進行していく現象を指す。富栄養化の進行により、植物プランクトンが異常繁殖し、赤潮やアオコが発生する。さらに進行すると水中の溶存酸素が減少し、魚介類のへい死や悪臭を引き起こす。海域・湖沼については窒素・リンに関する環境基準の設定及び排水規制等の対策がとられている。

不透水性域<sup>(5,7)</sup>

コンクリートやアスファルトなどで覆われた地表などの透水性に乏しいところ。都市化の進展とともに雨水保水能力のある森林や農耕地の面積が減少し、こうした不透水性域が増加している。

浮遊粒子状物質（SPM：Suspended Particulate Matter）<sup>(5,13,50,97)</sup>

大気中の粒子状物質のうち、粒径10 μm以下のものをいう。大気中に長期間滞留し、肺や気管などに沈着するなどして呼吸器に影響を及ぼすおそれがあるため、環境基準が設定されている。工場等の事業活動や自動車の走行に伴い発生するほか、風による巻き上げ等の自然現象によるものもある。排出されたとき既に粒子としての性状を持つ「一次粒子」と排出時にガス状であった化学物質が大気中での光化学反応等により粒子化する「二次生成粒子」として分類される。

## フロー (21)

一定の期間に関して定義される量。ストックがある一時点に存在する量であるのに対して、フローは、一定期間内に流れた量である。

## 【へ】

閉鎖性水域 (1, 5, 7, 14, 19, 33, 53, 102)

外部との水の交換が少ない湖沼、内湾、内海などを閉鎖性水域という。閉鎖性水域では流入してくる汚濁負荷が、外部へ流出しにくいいため、同水域内に蓄積する。大都市や工業地帯に面している閉鎖性水域では水質汚濁が著しく、富栄養化も進行している。外洋との海水交換が悪く、周辺からの流入汚濁負荷が大きい東京湾、伊勢湾、瀬戸内海などでは赤潮が発生したり、都市化が進んだ地域の諏訪湖、手賀沼などの湖沼ではアオコが発生している。このため「水質汚濁防止法」、「湖沼水質保全特別措置法」、「瀬戸内海環境保全特別措置法」等に基づき、必要な措置が講じられている。

## 【ほ】

北西太平洋地域海行動計画 (NOWPAP: North-West Pacific Action Plan) (142)

複数の国で共有される海域について、海洋環境保全に関して関係国の協調による行動を推進するための、「地域海行動計画」がUNEP主導の海洋環境保全のための環境協力として進められている。北西太平洋地域海行動計画 (NOWPAP) は、14ある地域海計画の1つであり、日本海及び黄海を対象とするものであり、1991年以降、関係国による検討が行われ、1994年9月に韓国で開催された第1回政府間会合において、日本、中国、韓国及びロシアの4か国により採択された。本計画に基づき、対象海域の海洋保全に関するデータベース及び情報管理システムの構築など6つのプロジェクトが進められている。また特殊モニタリングシステム及び沿岸環境評価に関する地域活動センター (CEA-RAC) が (財) 環日本海環境協力センターに指定されている。

## 【ま】

マニフェスト制度 (107)

排出事業者が廃棄物の処理を委託する際に処理業者に帳票 (マニフェスト) を交付し、処理終了後に処理業者よりその旨を記載した帳票の写しの送付を受けることにより、排出事業者が廃棄物の流れを管理し、適正な処理を確保するための仕組みのこと。平成3年の廃棄物処理法の改正により創設され、平成5年4月1日より一部の産業廃棄物 (特別管理産業廃棄物) に限って義務づけられた。平成9年6月の廃棄物処理法改正により、マニフェスト制度の適用がすべての産業廃棄物に拡大された (平成10年12月1日より)。

マルチモーダル (51, 53)

利用者のニーズに応じた効率的な輸送体系を確立し、良好な交通環境の創造に向けた、道路、航空、海運、鉄道等複数の交通機関の連携による総合的な交通対策。

## 【み】

未然[の]防止 (100, 101, 104, 116, 123, 124, 125)

予防的方策 (Precautionary approach)

ミティゲーション (86)

開発事業等の行為が環境に与える悪影響を緩和するための環境保全措置を指す。行為を全部又は一部行わないことにより影響を「回避」すること、影響を回避できない場合に行為の実施の程度または内容を変更することにより影響を「低減」すること、そして回避・低減しても残る影響により失われる環境について同等の環境を創出することにより「代償」することまでを含む幅広い概念である。(わが国では「自然を復元すること」を指すと理解されていることがあるがこれは誤りである。)

アメリカ合衆国の国家環境政策法 (NEPA) における考え方では、回避、最小化、修正、軽減又は消失、代償を含むとしており、わが国の「環境影響評価法」ではこの考え方を踏襲し、回避、低減、代償に分類している。それぞれの制度では回避をまず優先し、それから低減を検討し、どうしても残る影響に対して代償を検討するように、優先順位を明らかにして求めている。

## 【も】

藻場 (6, 56, 63, 85, 111, 131)

藻場は、アマモやワカメ等の海草や海藻が群生しているところで、さまざまな生物が棲息している。魚介類にとっては産卵の場であり、幼稚魚の生育に大切な場でもあり、沿岸漁業にとっては漁場としても重要な役割を果たすものである。

## 【ゆ】

有害大気汚染物質 (13, 98)



古くから問題となり規制の対象とされてきた窒素酸化物（NO<sub>x</sub>）や硫黄酸化物（SO<sub>x</sub>）などの大気汚染物質以外の、大気中に微量に存在する種々の有害な物質および物質群の総称。OECDの定義によれば「大気中に微量存在する気体状、エアロゾル状又は粒子状の汚染物質であって、人間の健康、植物又は動物にとって有害な特性（例えば、毒性及び難分解性）を有するもの」とされており、種々の物質および物質群を含むが、この語は、古くから問題となり規制の対象とされてきたNO<sub>x</sub>やSO<sub>x</sub>などの大気汚染物質とは区別して用いられている。一般に大気中濃度が微量で急性影響は見られないものの、長期的に暴露されることにより健康影響が懸念されるもの。日本の「大気汚染防止法」では、「継続的に摂取される場合には、人の健康を損なうおそれがある物質で大気汚染の原因となるもの」と定義されている。

有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約（バーゼル条約）<sup>(138,142)</sup>

有害廃棄物の越境移動に伴う環境汚染に対処するため1989年3月、国連環境計画（UNEP）を中心に採択された条約。有害廃棄物の輸出に際しての許可制や事前通告制、不適正な輸出、処分行為が行なわれた場合の再輸入の義務等を規定している。わが国は1993年9月に加入、同年12月16日にわが国について効力を生じた。

## 【よ】

預託払戻制度（デポジット制度）<sup>(28,29,47,73,105)</sup>

デポジット制度

予防的方策（Precautionary approach）<sup>(20,58,60,107)</sup>

1992年の地球サミットにおいて採択された持続可能な開発のための27項目の一般的な原則を示したリオ宣言のうち、第15原則で述べられた考え方。「環境を保護するため、予防的方策は、各国により、その能力に応じて広く適用されなければならない。深刻な、あるいは不可避的な被害のおそれがある場合には、完全な科学的確実性の欠如が、環境悪化を防止するための費用対効果の大きな対策を延期する理由として使われてはならない。」とされている。同サミット後、世界各国が様々な施策を実施する際には、この原則に基づいた予防的方策が基本的な考え方となっている。

なお、環境基本法第4条では、「環境の保全は・・・科学的知見の充実の下に環境の保全上の支障が未然に防がれることを旨として、行わなければならない。」と規定している。

## 【ら】

ライフサイクル・アセスメント（LCA：Life Cycle Assessment）<sup>(19,34,61,74,80,87,119,127,129,132)</sup>

その製品に関わる資源の採取から製造、使用、廃棄、輸送などのすべての段階を通して、投入された資源・エネルギーや、排出された環境負荷及びそれらによる地球や生態系への環境影響を定量的、客観的に評価する手法のこと。

ラムサール条約<sup>(143)</sup>

特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約

## 【り】

リオ+10：リオプラステン<sup>(88)</sup>

1992年に開催された地球サミット以降10年間のアジェンダ21の実施状況をレビューするため、2002年に開催される国連会議。

陸上活動からの海洋環境の保護に関する世界行動計画<sup>(142)</sup>

（GPA：The Global Programme of Action for the Protection of the Marine Environment from Land-based Activities）

海洋汚染の7割以上が陸上活動に起因するという報告から、国連環境計画（UNEP）の下に1995年11月採択された。本計画は、陸上活動からの海洋環境の汚染の防止について、汚染源別の対策の進め方、国レベルの行動の在り方及び地域的・国際的な協力の在り方などについて記している。調整事務所はハーグに設置。

リスクコミュニケーション<sup>(59,62,108,109)</sup>

行政、事業者、国民、NGO等の関係するすべての者が、化学物質による環境リスクの程度、環境リスクに対する感じ方・考え方、化学物質対策などについて、情報を共有しつつ、意見の交換を図り、相互の信頼を築き理解しあおうとするため、対話を進めていくもの。「リスクコミュニケーション」の推進により、環境リスクの削減が円滑に推進されることが期待される。

## 【れ】

レスポンスフルケア<sup>(61,108)</sup>

化学物質を製造し、または取り扱う事業者が、自己決定・自己責任の原則に基づき化学物質の開発から製造、



物流、使用、最終消費を経て廃棄に至る全ライフサイクルにわたって「環境・安全」を確保することを経営方針において公約し、安全・健康・環境面の対策を実行し、改善をはかっていく自主管理のこと。世界的に実施されており、わが国でも、平成7年に「日本レスポンスブルケア協議会」が設立され、開始された。

#### レッドデータブック (15,63,112)

環境庁が、日本の絶滅のおそれのある野生生物の種についてそれらの生息状況等を取りまとめたもの。全世界レベルのレッドデータブックを編纂している IUCN (国際自然保護連合) で、より定量的な評価基準に基づく新たなカテゴリーが平成6年に採択されたこと等を受け、わが国においても平成7年よりレッドデータブックの見直し作業を開始している。新しいレッドデータブックは、レッドリストの公表後に作成しており、平成12年8月までに、爬虫類・両生類版と植物 (維管束植物) 版が刊行済みである。

#### レッドリスト (15,63)

レッドデータブックに掲げるべき日本の絶滅のおそれのある野生生物の種のリストのこと。環境庁では、平成12年4月までに動植物全ての分類群についてレッドリストを作成、公表している。

#### 【ろ】

六フッ化硫黄 (SF<sub>6</sub>) (41,94)

SF<sub>6</sub>

#### ロッテルダム条約 (59,62)

特定有害化学物質及び駆除剤の国際貿易における事前のかつ情報に基づく同意の手続に関するロッテルダム条約

#### ロンドン条約 (142)

廃棄物その他の物の投棄による海洋汚染の防止に関する条約

#### 【わ】

ワシントン条約 (143)

絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約

#### 【A】

APN : Asia-Pacific Network for Global Change Research (アジア太平洋地球変動研究ネットワーク) (139)

世界を「南北アメリカ」、「欧州・アフリカ」、「アジア太平洋」の3極地域に分け、各地域ごとに政府間の地球環境研究支援ネットワークを形成して、地球環境に関する国際共同研究を推進していくという考えのもと、アジア太平洋地域の地球環境研究支援ネットワークとして設立されたもの。政府間会合や科学企画グループ会合、優先的に取り組むべき分野に係わる域内専門家ワークショップ等の開催を通じ、地球環境研究支援活動を行っている。2000年3月現在の参加国は、中国、インド、米国など20か国に上り、1999年8月には、APNの基盤を強化するため、神戸に活動の拠点となるAPNセンターが開所された。

#### 【C】

CDM : Clean Development Mechanism (クリーン開発メカニズム) (12,42,94,138)

クリーン開発メカニズム

CF C : ChloroFluoroCarbon (クロロフルオロカーボン) (7)

いわゆるフロン的一种で、炭素、フッ素、及び塩素からなる物質であり、冷媒、洗浄剤、発泡剤、噴射剤などとして広く使用されてきた。CF Cは化学的に安定な物質であるため、大気中に放出されると対流圏ではほとんど分解されずに成層圏に達する。成層圏において太陽からの強い紫外線をあびて分解し、塩素原子を放出するが、この塩素原子が触媒となってオゾン分解する反応が連鎖的に起きる。この反応を繰り返しながらオゾンを分解するため、多数のオゾン分子が次々に破壊されることとなる。このため「オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書」で生産規制等がされており、我が国でも「特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律」により、生産が全廃されている。

COD : Chemical Oxygen Demand (化学的酸素要求量) (103)

化学的酸素要求量

CSD (137)

国連持続可能な開発委員会 (UNCSD : United Nations Commission on Sustainable Development)

## 【D】

D D T : Dichloro Diphenyl Trichloroethane (6,59)

強力な殺虫力を有する有機塩素系の化合物。工業製品のD D Tは異性体のほか多くの副生物を含むが、難分解性、高蓄積性という性質があるため、従来農薬として使用したことによって米・小麦・果実などに残留し、人間の母乳及び牛乳からもD D Tが検出された。D D Tは「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」(昭48法117)の第一種特定化学物質に指定され、原則的に製造・輸入が禁止されている。

D E P : Diesel Exhaust Particles (ディーゼル排気粒子)(13,50,97,98)  
ディーゼル排気粒子

D f e : Design for Environment (環境適合設計)(75,80,132)  
環境適合設計

D P F : Diesel Particulate Filter (ディーゼル微粒子除去装置)(98)  
ディーゼル微粒子除去装置

## 【E】

E A N E T : Acid Deposition Monitoring Network in East Asia (東アジア酸性雨モニタリングネットワーク)  
東アジア酸性雨モニタリングネットワーク (139)

E P R : Extended Producer Responsibility (拡大生産者責任)(17,33,47)  
製品の製造者等が物理的又は財政的に製品の使用後の段階で一定の責任を果たすという考え方。

E T C : Electronic Toll Collection System (ノンストップ自動料金収受システム)(51,93)  
有料道路のノンストップ料金所のゲートを車両が通過する際に、電波タグ(非接触のICカード)を用いてゲートと車載機の双方向で通信を行うことにより、料金をプリペイドカードや銀行口座などから引き落とすシステム。

## 【G】

G E F : Global Environment Facility (地球環境ファシリティ)(138)  
地球環境ファシリティ

G I N C : Global Information Network on Chemicals (地球規模化学物質情報ネットワーク)(109)  
地球規模化学物質情報ネットワーク

G P A : The Global Programme of Action for the Protection of the Marine Environment from Land-based Activities (142)  
陸上活動からの海洋環境の保護に関する世界行動計画

## 【H】

H F C : HydroFluoroCarbon (ハイドロフルオロカーボン)(41,94)

水素、フッ素、炭素から構成される分子で、C F CやH C F Cを代替する物質群の1つである。C F CやH C F Cに比べて対流圏で分解しやすく、また、塩素原子がないためオゾン層をほとんど破壊しないが、温室効果があるため、1997年12月に採択された京都議定書では削減対象の6つの温室効果ガスの1つとされた。

## 【I】

I C R I : International Coral Reef Initiative (国際サンゴ礁イニシアティブ)(143)  
国際サンゴ礁イニシアティブ

I E A : International Energy Agency (国際エネルギー機関)(8)

加盟国における石油を中心としたエネルギー安全保障と中長期的に安定的なエネルギー需給構造を確立することが目的。第一次石油危機を契機として、1974年にO E C Dの枠組みの下に設立された。加盟国はO E C D加盟29か国のうちアイスランド、メキシコ、ポーランド、韓国を除く25か国。

I F C S : Intergovernmental Forum on Chemical Safety (化学物質の安全性に関する政府間フォーラム)(62)  
1992年6月の「国連環境開発会議(UNCED)」において採択された行動計画「アジェンダ21」の19章に

「有害かつ危険な製品の不法な国際取引の防止を含む有害化学物質の環境上適正な管理」が位置付けられ、国際的に取り組むべき項目が示された。これらの効率的なフォローアップを行うため、1994年4月に化学物質の安全性に関する政府間フォーラム（I F C S）が設立された。最近では、第3回フォーラムが2000年10月にブラジルで開催された。

I F F : Intergovernmental Forum on Forests (森林に関する政府間フォーラム)(142)  
森林に関する政府間フォーラム

I M O : International Maritime Organization (国際海事機関)(142)  
国際海事機関

I P C C : Intergovernmental Panel on Climate Change (気候変動に関する政府間パネル)(4,38,43,89)  
気候変動に関する政府間パネル

I P F : Intergovernmental Panel on Forests (森林に関する政府間パネル)(142)  
森林に関する政府間パネル

I S O 14001 (16,19,75,127)

国際標準化機構（I S O）: International Organization for Standardization)で制定した、環境マネジメントに関する一連の国際規格であるI S O 14000シリーズの中で、中核をなす規格がI S O 14001である。I S O 14001には、企業活動、製品及びサービスの環境負荷の低減といった環境パフォーマンスの改善を実施する仕組みが継続的に改善されるシステム（環境管理システム（E M S : Environmental Management System））を構築するための要求事項が規定されている。I S O 14001に基づき環境配慮へ自主的・積極的に取り組んでいることを示すことが可能となる。

I T S : Intelligent Transport Systems (高度道路交通システム)(10,51,53,97,135)

最先端の情報通信技術を用いて人と道路と車両とを情報でネットワークすることにより、交通事故、渋滞などといった道路交通問題の解決を目的に構築する新しい交通システムのこと。ナビゲーションの高度化、自動料金収受システム、安全運転の支援、交通管理の最適化、道路管理の効率化、公共交通の支援、商用車の効率化、歩行者等の支援、緊急車両の運行支援の9つの開発分野により構成されている。

I T T O : International Tropical Timber Organization (国際熱帯木材機関)(142)  
国際熱帯木材機関

## 【J】

J I : Joint Implementation (共同実施)(12,42,94,141)  
共同実施

## 【L】

L C A : Life Cycle Assessment (ライフサイクル・アセスメント)(19,33,34,61,74,80,87,119,127,129,132)  
ライフサイクル・アセスメント

## 【M】

M S D S (Material Safety Data Sheet)(化学物質等安全データシート)(59,61)

M S D S制度は、事業者間で化学物質の取引を行う際、当該化学物質の性状及び取扱いに関する情報（化学物質等安全データシート：M S D S）を提供することを義務づける仕組み。わが国におけるM S D S制度は、平成11年7月に公布された「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」に基づき、平成13年1月から実施されることとなっている。

## 【N】

N O<sub>2</sub> (二酸化窒素)(5,13,50)  
二酸化窒素

N O W P A P : North-West Pacific Action Plan (北西太平洋地域海行動計画)(142)  
北西太平洋地域海行動計画

N O<sub>x</sub> (窒素酸化物)(4,13,50,51,97,98)  
窒素酸化物

## 【P】

P C B : Poly Chlorinated Biphenyl (ポリ塩化ビフェニール)<sup>(6,7,58,59,62,107,109)</sup>

P C Bは1929年に初めて工業製品化されて以来、その安全性、耐熱性、絶縁性を利用して電気絶縁油、感圧紙等、様々な用途に用いられてきたが、環境中で難分解性であり、生物に蓄積しやすくかつ慢性毒性がある物質であることが明らかになり、生産・使用の中止等の行政指導を経て、1974年に化学物質審査規制法に基づく特定化学物質（現在では第一種特定化学物質）に指定され、製造及び輸入が原則禁止された。これ以降、廃P C B等の処理施設の整備が進まなかったことから、事業者が長期間保管し続けてきており、環境保全の観点から、早急にP C Bを処理することが求められている。

P F C : PerFluoroCarbons (炭化フッ素)<sup>(41,94)</sup>

化学的に極めて安定であることから、電子部品等精密機器の洗浄や半導体の製造工程等に広く使用されている。大気中での寿命が長く、数千年と推定される強力な温室効果ガスである。京都議定書に定められた削減対象の6つの温室効果ガスのうちの1つ。

P I C : Prior Informed Consent<sup>(59)</sup>

特定有害化学物質及び駆除剤の国際貿易における事前のかつ情報に基づく同意の手続に関するロッテルダム条約（ロッテルダム条約）の項、参照。

P F I (Private Finance Initiative、民間主導の公共サービス提供)<sup>(30,47,78,79)</sup>

公共施設等の設計、建設、維持管理費及び運営に民間の資金とノウハウを活用し、公共サービスの提供を民間主導で行うことで、効率的かつ効果的な公共サービスの提供を図るという考え方。P F Iは英国で成果を挙げて注目されており、我が国では「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」(P F I法)が成立するなど、その導入に係る取組が各方面で行われている。

P O P s : Persistent Organic Pollutants (残留性有機汚染物質)<sup>(59,60,62,143)</sup>

P O P sは、その難分解性、生物濃縮性、長距離移動性等から、地球規模の環境汚染を引き起こしているとともに、世代を超えて人や環境に悪影響を及ぼす可能性がある物質である。1995年にワシントンにて米国とU N E Pの共催で開催された政府間会合で採択された「陸上活動からの海洋環境の保護に関する世界行動計画」において、P C B、D D T等の12種類のP O P sに関し、製造・使用の廃絶、排出の削減等を目的とした法的拘束力を有する国際取決め（P O P s条約）を策定することとされた。これを受けたU N E P管理理事会での決議に基づき1996年6月より政府間交渉委員会が開催され、2000年12月の第5回政府間交渉委員会（於：ヨハネスブルグ）において、条約案が合意に達した。本条約案は、2001年5月の外交会議（於：ストックホルム）で採択される予定である。

p p m v<sup>(38)</sup>

百万分の一容積比

P R T R : Pollutant Release and Transfer Resister<sup>(15,17,59,61,62,107,108,109)</sup>

P R T R制度は、有害性のある化学物質の環境（大気、水、土壌）への排出量及び廃棄物に含まれての移動量を、政府が事業者からの届出や推計に基づき、集計し、公表する仕組み。本制度はアメリカ、カナダ、オランダ、イギリス等の諸外国でも法制化されているが、その内容は各国ごとに異なっている。わが国におけるP R T R制度は、平成11年7月に公布された「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」に基づき実施されることとなっている。同法に基づき、平成13年4月から事業者には排出量等の把握義務が課せられ、第1回の届出は平成14年4月以降に、それらの集計・公表は平成14年度中に行われる予定である。

P S C (Port State Control)<sup>(103)</sup>

寄港した外国船舶に対して、国際条約で遵守すべき基準に適合しているかどうかについて、寄港国が行う監督をポートステートコントロール（P S C）という。P S Cは、条約上、寄港国の権限として認められている。

## 【S】

S F 6 (六フッ化硫黄)<sup>(41,94)</sup>

無色、無臭、不燃性の安定な気体であり、遮断機や乾式変圧器の絶縁媒体などとして用いられている。京都議定書に定められた削減対象の6つの温室効果ガスのうちの1つ。

S O 2 (二酸化硫黄)<sup>(5)</sup>

二酸化硫黄



SOHO:Small Office Home Office (10,51)

ネットワークを利用して仕事を行う小規模の事業者や在宅の個人事業者。テレワークという新しい就業形態の1つであり、大企業の勤務者が自宅やサテライトオフィス等を職場として業務を行うものを除いた、自営業者のテレワークのことをいう。

SOx (硫黄酸化物)(4,98)  
硫黄酸化物

SPM : Suspended Particulate Matter (浮遊粒子状物質)(5,13,50,97)  
浮遊粒子状物質

## 【T】

TPN : Thematic Programme Network (砂漠化対処条約におけるアジア地域の取組であるテーマ別プログラムネットワーク)(139)  
砂漠化対処条約におけるアジア地域の取組であるテーマ別プログラムネットワーク

TICAD : Tokyo International Conference on African Development (アフリカ開発会議)(137)  
アフリカ開発会議

## 【U】

UNCED : United Nation Conference on Environment and Development (国連環境開発会議)(1,58)  
国連環境開発会議

UNCSD : United Nations Commission on Sustainable Development (国連持続可能な開発委員会)(137)  
国連持続可能な開発委員会

UNEP : United Nations Environment Programme (国連環境計画、地球サミット)(4,136,138,139,142)  
国連環境計画

UNEP国際環境技術センター(139)

1990年のヒューストン・サミットにおいてわが国が誘致を表明し、国連環境計画(UNEP)の内部機関として1992年に大阪及び滋賀に設置された。途上国及び経済体制が移行期にある国に環境に優しい技術を移転することを目的としており、対象分野は、大都市及び淡水の湖沼集水域の持続可能な環境管理である。大阪においては、環境汚染問題を克服した経験と専門技術を活かして、大都市の総合的環境管理技術を取り扱っている。具体的な項目は、大気汚染、水質汚濁、廃棄物処理、省エネルギー・省資源等を取り扱っている。滋賀県は、琵琶湖という日本最大の湖の管理に経験と技術を有しており、それを活かして、淡水湖沼集水域の総合的環境管理技術を取り扱っている。具体的な項目は、水質のモニタリング、アセスメント等である。

## 【V】

VICS : Vehicle Information Communication Systems (道路交通情報通信システム)(51)

事故、渋滞、工事などの交通障害・規制情報、駐車場情報といった道路交通情報を、電波・光ビーコン、FM多重放送の3つのメディアにより、デジタル情報として、車載の装置に提供するシステム。

## 【W】

WCRP : World Climate Research Programme (世界気候研究計画)(89)  
世界気候研究計画

1973年の船舶による汚染の防止のための国際条約に関する1978年の議定書(MARPOL73/78条約)(142)

1973年の船舶による汚染防止のための国際条約の早期かつ広範な実施などを図るため1978年2月17日に作成された議定書。船舶等からの油、有害液体物質及び廃棄物の排出や船舶の構造・設備等を規制する、船舶からの海洋汚染の防止のための包括的な条約である。わが国は1983年6月9日に加入し1983年10月2日にわが国について効力を生じた。

WWC : World Water Council (世界水会議)(143)

1992年6月の地球サミット以降、21世紀の持続可能な開発には、「水資源管理」が必要不可欠な重要な課題であるという認識が国際社会の中で高まっている。このため、1996年に、地球規模で深刻化しつつある水資源問題の解決策を追求するために、国連教育科学文化機関(UNESCO)や世界銀行(WB)など、水に関する国際機関等が中心となり、水に関する世界的な水政策のシンクタンクを目指してWorld Water Council(WW

C：世界水会議、本部マルセイユ）が設立された。

1990年の油による汚染に係る準備、対応及び協力に関する国際条約（OPRC条約）<sup>(142)</sup>

1989年3月に米国アラスカ州沖で発生した「エクソンバルディーズ号」の座礁事故に伴う大量油流出事故を契機として作成された条約で1995年5月に発効。船舶等から生ずる油汚染事件の被害を最小限に抑えるための国内の体制を整備すること及び国際協力の枠組み等について定めるもの。わが国は1995年10月に同条約を締結し、1996年1月にわが国について効力を生じた。

2000年の危険物質及び有害物質による汚染事件に対する準備、対応及び協力に関する議定書（仮称）（OPRC-HNS（Protocol on Preparedness, Response and Co-operation to pollution incidents by Hazardous and Noxious Substances）議定書）<sup>(142)</sup>

「1990年の油による汚染に係る準備、対応及び協力に関する国際条約（OPRC条約）」が採択された後、船舶等からの有害物質等の流出事故への対応も重要であるとの観点から、OPRC条約の対象物質の範囲を危険物質及び有害物質（HNS）へ拡大した。2000年3月に採択された。

#### 【環境基本計画に記載された法令名一覧】

エネルギーの使用の合理化に関する法律：昭和54年6月22日法律第49号<sup>(12,39)</sup>

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律：昭和48年10月16日法律第117号<sup>(107,108)</sup>

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（原子炉等規制法）：昭和32年6月10日法律第166号<sup>(13,40)</sup>

家電リサイクル法 特定家庭用機器再商品化法

環境影響評価法：平成9年6月13日法律第81号<sup>(16,19,75,87,116)</sup>

環境基本法：平成5年11月19日法律第91号<sup>(1,3,21,22,75,92,100,108)</sup>

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（情報公開法）：平成11年5月14日法律第42号<sup>(17)</sup>

行政手続法：平成5年11月12日法律第88号<sup>(17)</sup>

国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）平成11年7月16日法律第105号<sup>(14,16,44,93,136)</sup>

グリーン購入法 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律

原子力基本法：昭和30年12月19日法律第186号<sup>(94,132)</sup>

原子炉等規制法 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）：平成12年5月31日法律第104号<sup>(14,44)</sup>

公害健康被害の補償等に関する法律：昭和48年10月5日法律第111号<sup>(123)</sup>

公害紛争処理法：昭和45年6月1日法律第108号<sup>(124)</sup>

再生資源の利用の促進に関する法律（再生資源利用促進法）：平成3年4月法律第48号<sup>(14,44)</sup>

自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（自動車NOx法）：平成4年6月3日法律第70号<sup>(13,50,97,98)</sup>

循環型社会形成推進基本法：平成12年6月2日法律第110号<sup>(14,18,,44,45,46,47)</sup>

情報公開法 行政機関の保有する情報の公開に関する法律

食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（食品リサイクル法）：平成12年6月7日法律第116号（14,44）

新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法：平成9年4月18日法律第37号（13,39）

水質汚濁防止法：昭和45年12月25日法律第138号（108）

大気汚染防止法：昭和43年6月10日法律第97号（13,108）

ダイオキシン類対策特別措置法：平成11年7月16日法律第105号（15,108）

地球温暖化対策の推進に関する法律（地球温暖化対策推進法）：平成10年10月9日法律第117号（12,39,93,136）

地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律（地方分権推進一括法）：平成11年7月16日法律第87号（16）

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律：平成11年7月13日法律第86号  
（14,19,59,107,108）

特定非営利活動促進法（NPO法）：平成10年3月25日法律第7号（16）

特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律：昭和63年5月20日法律第53号（95）

特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律：平成12年6月7日法律第117号（13,40）

特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）：平成10年6月5日法律第97号（14,44）

農薬取締法：昭和23年7月1日法律第82号（108）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）：昭和45年12月25日法律第137号（14,44,45,106,108,143）

肥料取締法：昭和25年5月1日法律第127号（108）

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進に関する法律（容器包装リサイクル法）：平成7年6月16日法律第112号（14）

NPO法 特定非営利活動促進法